

すえひろ

令和3年度

# 笑・楽・校

泉佐野市立末広小学校

学校だより

令和3年11月18日

第11号

## 体育参観（ミニ運動会）

立冬が過ぎ、季節は『冬』に入りました。朝晩の肌寒さを感じる季節ではあります。11月16日（火）に体育参観（ミニ運動会）を開催しました。今年度もコロナ禍の中、参観も各ご家庭2名までと限らせていただきましたが、子どもたちは練習の成果を本番で出し切り、力いっぱいの競技や演技をすることができました。子どもたちへのあたたかいご声援、ありがとうございました。



1年



2年



3年



4年



5年



6年

一つひとつ行動を経験し、子どもたちは成長していきます。今回の体育参観（ミニ運動会）でも、「一人ひとりが力いっぱい頑張ること」「仲間と力を合わせること」ができていたと感じています。この頑張りと成長が次の取組みにつながっていくよう、学校・家庭・地域がしっかりと連携して子どもたちの笑顔を作りたいと考えています。今後とも、ご協力よろしくお願いします。

## スマホ・タブレット・ゲーム機は大丈夫？

先月の児童集会で、一部のユーチューバーによる迷惑行為について話をしました。動画を視聴して楽しんでいる人がいることも事実で、迷惑行為をされた人にとってはたまつものではありません。よく言われることですが、自分がされないと気付かない鈍感さは、子どもたちの未来に良い影響は与えないと考えます。

また、東京都町田市のネットいじめ事件で、小学生の児童が自ら命を絶つという残念なニュースもありました。子どもたちの周りを取り巻く環境は、日本全国同じ状況であることは間違いないかもしれません。昨年度もお伝えしていますが、子どもたちが目の当たりにしているネット社会の現状を大人がしっかりと把握し、家庭におけるリスク管理をしっかりと行ってほしいと思っております。

### ①「推奨年齢」ご存じですか？

アプリをダウンロードする際の画面に年齢「0+」というものがついています。これは、アプリを作っている会社などが利用者の安全や青少年の保護を目的として設定しているものです。例えば、多くの人が利用していると言われている『LINE』は、「12+」となっていて、推奨年齢は12歳以上ということです。ということは、小学生の利用はふさわしくないということになります。制作会社も、この推奨年齢を保護者に伝えることで、仮にトラブルになった場合も、認証に同意した保護者の責任という形をとっているようです。今、SNSに関連したトラブルが増加しており、賠償請求訴訟に発展するケースも少なくないようです。



ちなみに、『TikTok』は、利用規約で13歳以上（ios 年齢制限 12歳以上）、『Twitter』は利用規約で13歳以上（ios 年齢制限 17歳以上）となっており、小学生が使うためには、保護者の許可が必要になっています。

なお、ネットゲームで相手を誹謗中傷するコメントを行ったことで、高額の賠償請求をされたケースもあるようです。

### ②「犯罪」と気付かないケースも

ゲームに夢中になっているだけかと思ったら、仲間とのやり取りの中でアカウントの売買を行ってしまい、責任者である保護者が逮捕・書類送検されるケースもあるようです。

### ③気付かぬうちに居場所や連絡先が知られるケースも

位置情報を共有するアプリは、「今、どこに居るか」「住んでいる場所はどこか」などが知られ、ストーカーの被害に発展するケースがあるようです。一つのアプリから他のアプリにつながり、居場所や連絡先が知られるケースもあるようです。

スマホやゲームを利用する場合には、各家庭で必ずルールを決めてください。スマホ等のトラブルは学校外で起こることがほとんどで、学校ではご対応いたしかねます。子どもにスマホ等を持たせる場合は、ご家庭で責任を持ってご指導くださいますようお願いします。